



技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

「妊娠を理由とした解雇は認められないことを、技能実習生に対し法的保護講習の際に伝えているか」。OTIT がこの質問をしてきました。日本の男女雇用機会均等法は、妊娠や出産に基づく不当な扱いを禁じており、外国人労働者にも出産育児一時金、産前産後休業、育児休業などの権利が保証されています。このことは理屈の上ではほとんどの人がわかっていると思います。

しかし、技能実習の世界では、つい最近までは、妊娠が発覚すると実習を中断し半ば強制的に帰国させられるような例が後を絶ちませんでした。技能実習生の間でもそのような情報が広まっています。中には妊娠したにもかかわらず帰国させられることができないという怖くて言えぬ状況が怖くて言えぬ状況が怖くて言えぬ状況にまで発展したという痛ましい出来事もありました。このようなことが起きないように、政府も監理団体・実習実施者向けのおしらせなど様々な形で注意喚起、情報提供をしています。

【技能実習生の妊娠・出産について】

https://www.moj.go.jp/isa/applications/titp/10_00033.html (出入国在留管理庁 WEB)

■ 技能実習生の妊娠・出産問題

なぜ技能実習生の妊娠・出産にまつわる問題事例が後を絶たないのか考えてみると、日本の少子化対策がなかなか思うように進まない実態を理解する上でも貴重な示唆を与えてくれます。

かつて日本の高度成長期の経済を支えた、女性は結婚・出産を機に家庭に入りしばらく育児に専念する、その間、夫は猛烈に働き家計を支えるという家族モデルは、さすがに現代には通用しなくなっています。しかし、結婚・出産が仕事に与える影響を直接的なコストの観点からネガティブにとらえる感覚は未だ多くの年配経営者に無意識のうちに残っていないでしょうか。少子化が進み人手不足が深刻化する中で、苦労して採用した若手が妊娠・出産のため休業し業務体制に穴を開けてしまうことは、特に経営の苦しい中小企業にとっては受け入れがたく、つらい現実であるかもしれません。しかし、夫婦共働きが一般的になっている現在、若手職員の何割かが常に育児にも携わり、その結果、仕事にも一定の制約が生じることは、いわば当たり前の現象であって、子どもが生まれてこなければ日本は衰退してしまいます。技能実習生は家族の帯同が認められていないとはいっても、人である以上、日本で恋愛し、出産に至るようなケースも当然に想定しなければなりません。人を雇う以上はこうしたケースを予め計算に入れておかなければいけないということです。技能実習生はあたかも機械のように安い労賃で仕事だけをするという都合の良い存在ではありません。

技能実習生は外国人だからといって、日本人とは別扱いするような態度も大きな問題です。給与面で差別することは禁じられているとはいっても、比較的安価な労働力という期待に加え、いろいろな意味で弱い立場にある個々の技能実習生の権利がないがしろにされていることはないでしょうか。妊娠・出産問題にしても、退職を迫るような扱いを日本人

労働者にもできるかどうか。近年、少なくとも一定規模以上の企業では、女性の産前産後休業や育児休業はもちろんのこと、男性パートナーの育児休業も一般的になりつつあります。子育てに取り組む労働者を支援できないような企業は、人材の確保も一層難しくなるでしょう。要は社会全体で育児世代を支援しようとする中で、最も力を発揮するのが労働者を使用する企業における意識改革と対応ではないでしょうか。育児世代を切り捨てるようなことは、少子化に拍車をかけ、いずれ経済全体が萎んで衰退するという悪循環となります。逆に、多少のコストをかけてでも育児を応援することは、一時的には苦しいかもしれません、将来を担う人材を育て繁栄の基礎となります。一定数の外国人労働者を受け入れ社会に溶け込ませることも、繁栄に寄与するでしょう。多くの中小企業でも国籍にかかわらず育児世代を温かく見守り支援する意識を広めたいものです。

妊娠・出産はそれ自体めでたく、ありがたいことです。自身やパートナーの妊娠を申し出た従業員に対し、「よかったね。いよいよ君もお母さん（お父さん）になるんだね。皆でサポートするから頑張って！」と言える職場を作りたいものです。とは言え、技能実習生を受入れる会社に事情があることも確かです。課題に直面することがあれば、一緒に答えを探しますので、お気軽にご連絡ください。

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者に向けさまざまなサービスを提供しております。

手数料一覧は、弊社ホームページをご覧ください。

- 機構計画認定申請と入管申請
- 建設キャリアアップシステム代行申請、建設特定技能受入計画認定申請
- 外部監査
- その他（法的保護講習、各種労務関係手続き支援、相談、特定技能への移行）

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>